

浜松市墓園・墓地の利用権承継に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市墓園・墓地条例(昭和57年浜松市条例第20号。以下「条例」という。)第8条第1項に規定する相続人その他市長が認める者への墓所を利用する権利の承継の許可について必要な事項を定める。

(承継者の範囲)

第2条 条例第8条第1項に規定する市長が認める者とは、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第897条の規定により祭祀を主宰しようとする者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者

2 前項の者に承継する場合において、条例第4条の許可を受けた者(以下「墓所利用者」という。)は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 死亡し、又は失踪宣告を受けていること。

(2) 婚姻又は養子縁組により氏を変更していること。

(3) 婚姻又は養子縁組によって氏を改めた者であって、かつ、離婚又は離縁していること。

(4) 外国に帰化又は永住したこと。

(5) 高齢等により祭祀を主宰することが困難であると認められること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

(利用権承継申請)

第3条 条例第8条第2項の許可の申請(前条第2項第1号及び第6号に掲げる場合に限る。)は、次に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

(1) 墓所利用許可書

(2) 住民票の写し及び戸籍の謄本又は抄本(申請者が外国人である場合にあっては、住民票の写し)

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 条例第8条第2項の許可の申請(前条第2項第2号から第5号までに掲げる場合に限

る。)は、次に掲げる書類を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 墓所利用許可書
- (2) 住民票の写し及び戸籍の謄本又は抄本(申請者が外国人である場合にあっては、住民票の写し)
- (3) 墓所利用者が祭祀を主宰できなくなったことを明らかにする書類
- (4) 墓所利用者の同意書(同意書が用意できない場合にあっては、承継しようとする者の申立書)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。